

睦沢町空き家利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に点在する空き家を有効活用することにより、住環境整備と住宅供給を図るとともに定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入者 睦沢町住民基本台帳に登録された期間が3年以内の者又は、10年以上の間、登録のない者
- (2) その他の用語 睦沢町「空き家バンク」設置要綱（平成21年睦沢町告示第28号）第2条による。

(補助対象事業)

第3条 この要綱により町が補助することができる事業は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空き家バンクに登録された空き家を購入した転入者で、当該空き家について別表に定める補助対象事業を行う者
- (2) 空き家バンクに登録された空き家の所有者または賃借人で、当該空き家について別表に定める補助対象事業を行う者
- (3) 第1条の目的を達成するため、町長が特に認めた者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に掲げる事業区分ごとの補助対象経費の総額に3分の1を乗じた額を基本額とし、50万円を限度とする。ただし、転入促進事業にあつては、5万円を限度に全額を補助する。

- 2 町内に事業所を有する住宅改修業者等が施工した場合は、基本額に補助対象経費の6分の1を乗じた額を加算する。
- 3 補助金の交付対象者が転入者の場合で、中学生以下の世帯構成員がいる場合は、基本額に補助対象経費の6分の1を乗じた額を加算する。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書（業務内容内訳書）

- (2) 見積書
- (3) 現状写真
- (4) 契約書（賃貸契約の場合に限る。）
- (5) 住民票の写し
- (6) 町税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項第5号及び第6号に掲げる書類により明らかにすべき事項を個人情報の閲覧に係る同意書（様式第2号）により、個人情報の閲覧に同意を得た上で町長が公募等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができるものとする。

（決定の通知）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは内容を審査し、補助の可否を決定したときは、速やかに交付（不交付）決定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の決定に際し、条件を付することができる。

（変更申請等）

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、当該交付決定後にその内容等を変更し、又は交付決定を取り下げようとするときは、交付決定変更（取下げ）承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更又は取下げを承認したときは、交付決定変更（取下げ）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の変更承認に際し、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の完了報告）

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに完了報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助対象者は、補助金請求書（様式第8号）により、補助金を請求するものとする。

（遵守事項）

第12条 空き家を賃貸するとして補助金を受けた補助対象者は、当該家屋を原則と

して5年以上賃貸住宅として使用すること。

- 2 空き家を購入して補助金を受けた補助対象者は、当該家屋を5年以上本人の住居として使用すること。ただし、補助対象者が死亡した場合は、この限りではない。
- 3 第7条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、第10条の規定による補助金の額が確定した日から起算して、3年以上当該家屋を空き家バンクに登録しなければならない。但し、当該家屋を売却、又は賃貸した場合はこの限りでない。
- 4 転入促進事業の補助金を受けた補助対象者にあつては、1年以上居住することとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助対象者に対し、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の処分を決定したときは、交付決定取消通知書(様式第9号)により補助対象者に通知するものとする。

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表

改修事業	<ul style="list-style-type: none">・台所の改修費用・トイレの改修費用・風呂の改修費用・下水道への接続費用・その他補助することが適当と認められる内部改修費用
転入促進事業	<ul style="list-style-type: none">・賃貸借に係る仲介業者に支払う手数料

様式第1号(第6条関係)

睦沢町空き家利用促進補助金交付申請書

年 月 日

睦沢町長 様

住所

氏名

印

睦沢町空き家利用促進補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業 改修 ・ 転入促進

2 経費 _____ 円

3 事業の着手予定年月日 年 月 日
完成予定年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 設計図書（業務内容内訳書）
- (2) 見積書
- (3) 現況写真
- (4) 契約書（賃貸の場合に限る。）
- (5) 住民票の写し
- (6) 町税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

個人情報の閲覧に係る同意書

年 月 日

睦沢町長 様

補助金交付申請者	住所	
	氏名	⑩
同居者	氏名	⑩
同居者	氏名	⑩
同居者	氏名	⑩

睦沢町空き家利用促進事業補助金の交付に必要な次に掲げる個人情報を貴職が職権で閲覧することに同意します。

個人情報の閲覧を同意する項目

- 1 住民票
- 2 町民税
- 3 固定資産税
- 4 軽自動車税
- 5 国民健康保険税
- 6 介護保険料
- 7 コミュニティ・プラント使用料等

様式第4号(第8条関係)

睦沢町空き家利用促進事業補助金交付決定変更(取下げ)承認申請書

年 月 日

睦沢町長 様

住所
氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた空き家利用促進事業補助金について、変更(取下げ)をしたいので、睦沢町空き家利用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 事業内容及び経費 改修 ・ 転入促進
_____円

2 事業の着手年月日 年 月 日
完了予定年月日 年 月 日

3 申請内容

(1) 変更

	変更前	変更後
事業内容		
補助対象経費		
完了予定年月日		
その他()		
理由		

(2) 取下げ

理由

4 添付書類

- (1) 見積書
- (2) 現況写真
- (3) その他()

様式第6号(第9条関係)

睦沢町空き家利用促進事業補助金交付対象事業完了報告書

年 月 日

睦沢町長 様

住所

氏名 ⑩

年 月 日付け睦沢町指令第 号で決定を受けた空き家利用促進事業補助金について、事業が完了したので、睦沢町空き家利用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の内容 改修 ・ 転入促進

2 事業の着手年月日 平成 年 月 日
完了年月日 平成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 完成写真
- (2) 工事契約書又は請求書の写し
- (3) その他()

様式第8号(第11条関係)

睦沢町空き家利用促進事業補助金請求書

年 月 日

睦沢町長 様

住所
氏名 ⑩

年 月 日付け睦沢町達第 号で通知のあった空き家利用促進事業補助金について、睦沢町空き家利用促進事業補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 補助金の振込先

ふりがな	
口座名義	
金融機関名(店名)	
預金種別	
口座番号	